

第 5 回 白 石 ・ 福 富 ・ 有 明 3 町 合 併 協 議 会 会 議 録

日 時 平成 1 6 年 1 月 1 5 日 (木)

場 所 福富町公民館 2 階ホール

白 石 ・ 福 富 ・ 有 明 3 町 合 併 協 議 会

第 5 回 白 石 ・ 福 富 ・ 有 明 3 町 合 併 協 議 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 1 6 年 1 月 1 5 日 (木)					
招 集 場 所	福富町公民館ホール					
開会日時及び宣告	平成 1 6 年 1 月 1 5 日 午 後 1 時 3 0 分	議長	喜 多 輝 昭			
会議録署名委員	龍ヶ江 淑 子		片 淵 一 吉			
出席委員並びに 欠席委員 出 席 1 9 名 欠 席 0 名 凡 例 × 出席 ○ 欠席	委 員 氏 名		出欠 等	委 員 氏 名		出欠 等
	会 長	喜 多 輝 昭		委 員	北 村 美 佐 子	
	副 会 長	小 池 善 夫		委 員	副 島 正 典	
	委 員	山 崎 昭 維		委 員	堤 熊 雄	
	委 員	片 淵 弘 晃		委 員	龍ヶ江 淑 子	
	委 員	栗 山 紀 平		委 員	片 淵 一 吉	
	委 員	小 野 茂		委 員	樋 口 和 敏	
	委 員	田 中 昭		委 員	古 賀 キヨミ	
	委 員	久 原 房 義		委 員	高 尾 茂	
	委 員	江 口 剛 太 郎		委 員	中 野 哲 太 郎	○
委 員	香 月 幸 雄					
幹 事 会 等	幹 事 長	大 串 和 夫	産 業 経 済 部 会 長	片 淵 廣 雪		
	副 幹 事 長	鐘ヶ江 武 勇	上 下 水 道 部 会 長	川 崎 隆 弘		
	総 務 部 会 長	北 島 正 人	上 下 水 道 副 部 会 長	岸 川 正 照		
	総 務 副 部 会 長	溝 上 光 一	上 下 水 道 副 部 会 長	光 武 清 人		
	総 務 副 部 会 長	本 山 静 男	建 設 部 会 長	一 村 正 美		
	企 画 部 会 長	山 下 正 行	教 育 部 会 長	赤 坂 隆 義		
	企 画 副 部 会 長	小 野 勝 康	教 育 副 部 会 長	家 永 健 一 郎		
	企 画 副 部 会 長	小 笠 原 光 義	教 育 副 部 会 長	岸 川 岩 雄		
	住 民 部 会 長	松 尾 浩 記	教 育 部 会	本 山 正 成		
	福 祉 部 会 長	大 串 正 敏	農 業 委 員 会 部 会 長	前 田 昌 彦		
合 併 協 議 会 局 事 務 局	事 務 局 長	上 野 達 馬	調 整 班 長	相 浦 勝 美		
	事 務 局 次 長	鮎 川 慎 吾	総 務 班	木 須 英 喜		
	総 務 班 長	小 池 武 敏	計 画 班	川 崎 常 弘		
	計 画 班 長	古 田 正 孝	調 整 班	堤 和 彦		
会 議 次 第	別 紙 の と お り					
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り					

第 5 回 白 石 ・ 福 富 ・ 有 明 3 町 合 併 協 議 会 会 議 録 索 引

事 件 番 号	会 議 録 事 件 名	頁 数
	開 会	1
	挨拶	1 ~ 2
	会議録署名委員の指名	2
報告事項		
報告第 1 6 号	新町名称の公募結果について	2 ~ 3
協議事項		
協議第 4 4 号	下水道の取扱い(継続協議)	3 ~ 7
協議第 4 5 号	補助金、交付金等の取扱い	7 ~ 1 5
協議第 4 6 号	行政区の取扱い	
協議第 4 7 号	小中学校、幼稚園の通学区域の取扱い	1 5 ~ 2 2
協議第 4 8 号	学校教育の取扱い	
協議第 4 9 号	学校給食の取扱い	
協議第 5 0 号	社会教育の取扱い	
協議第 5 1 号	社会体育の取扱い	2 2 ~ 2 7
協議第 5 2 号	人権、同和教育の取扱い	
提案事項		
協議第 5 3 号	新町建設計画	2 7 ~ 3 6
そ の 他	第 6 回白石・福富・有明 3 町合併協議会の日程について	3 6
	閉 会	3 6 ~ 3 7

第5回 白石・福富・有明3町合併協議会会議次第

日 時 平成16年1月15日(木)
場 所 福富町公民館2階ホール

1. 開 会

2. 挨拶

3. 会議録署名委員の指名

4. 議 題

(1) 報告事項

報告第16号 新町名称の公募結果について

(2) 協議事項

協議第44号 下水道の取扱い(継続協議)

協議第45号 補助金、交付金等の取扱い

協議第46号 行政区の取扱い

協議第47号 小中学校、幼稚園の通学区域の取扱い

協議第48号 学校教育の取扱い

協議第49号 学校給食の取扱い

協議第50号 社会教育の取扱い

協議第51号 社会体育の取扱い

協議第52号 人権、同和教育の取扱い

(3) 提案事項

協議第53号 新町建設計画

(4) その他

第6回白石・福富・有明3町合併協議会の日程について

5. 閉 会

(開 会)

副 会 長

委員の皆様方、本日の会議にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから、第5回白石・福富・有明3町合併協議会を開催いたします。

それでは、会議に先立ちまして会長からご挨拶があって、引き続き、規約に基づいて会長の方で議事進行をしていただきたい、かように思います。

会 長

皆様、こんにちは。年が明けましてもう15日ということでございますけれども、改めて新春のお慶びを申し上げる次第でございます。

昨年は、皆様方には6町合併から、そして3町合併に向けた協議会の設置、そしてまた、協議会の発足、それ以降これまで協議をいただきまして、大変ありがとうございました。また、本日は皆様方大変お忙しい中、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。

今、日本経済もよくなりそうでなかなかならない。国の方では緩やかな回復をしているというような話もございますけれども、私どもはまだまだ景気回復について実感ができない、こういう状況下にあるわけでございます。政府予算の方も本格的に決まりまして、これから国会の方でもいろいろと論議されるだろうと思います。

そういう中で、先般も申し上げましたように、16年度の予算というのは大変厳しい状況下にあるようでございます。特に、市町村においては非常に厳しいというように感じておるところでございます。

年が明けまして1月8日に合併について総務省の合併推進の課長さんの講演会がございました。私は出席できませんでしたが、講演があっているようですけれども、翌日の新聞等も見られたと思います。その中に書いてございますのは、16年度いっぱい合併特例法が期限切れになるわけですが、新法を次期国会に出していくというようなことも書いてありました。その新法は、期限切れになって財政支援措置については継続しないというようなことも書いてあったわけです。私どももこういうことになってまいりますと、やはりなお一層厳しくなる、あるいは特例措置等いろんな手だてをしていただく、支援をしていただくということで、来年の3月までにどうしても合併をやっておいた方が得策ではないのかなというふうに思っているわけです。

特に、合併につきましては、財政問題もございますけれども、生活圈

<p>次 長</p>	<p>の問題、あるいは少子化の問題、こういうこともあって合併というのは私どもどうしても必要だというふうに思っております。</p> <p>そういうことからこれからも、協議事項については残り少なくなっておりますけれども、まだまだ町名等の問題も残っておりますし、これから皆さん方にいろいろ協議いただくわけですけれども、どうか皆さん方のご協力をいただいて取りまとめに努力をしていきたいと思っております。どうかひとつよろしくお願いを申し上げます、簡単ですけれども、私のご挨拶とさせていただきます。</p> <p>それでは、早速でございますけれども、本日の協議に入らせていただきます。</p> <p>本日の会議は、協議会委員 19 名、全員出席でございますので、規約第 10 条第 1 項の会議開催要件を満たしております。</p> <p>それでは、会議次第に従いまして進めさせていただきます。</p> <p>会議録署名委員の指名でございますけれども、議長の方で指名するということになっておりますので、僭越ですが、私の方から指名をさせていただきます。</p> <p>福富町の龍ヶ江淑子委員、片淵一吉委員の 2 名に会議録署名委員をお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の議題に入りますけれども、本日も前回同様に関連事項等については一括して説明等をさせていただきます。このことについてもよろしくお願いをいたします。</p> <p>まず、報告第 16 号【新町名称の公募結果について】を議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>報告第 16 号【新町名称の公募結果について】のご報告を申し上げます。</p> <p>応募数が少のうございますということを前回協議会で申し上げたところ、委員の皆様方に呼びかけをしていただきましてたくさんの応募がまいました。この場をかりてですけれども、委員の皆様、またご応募していただきました 3 町の皆様方にお礼を申し上げたいというように思っております。</p> <p>それでは、募集結果についてご報告いたします。</p> <p>資料は 2 ページであります。ここにありますように、応募総数が 800 通ございました。応募の各町の内訳が白石町が 392、福富町が 239、有明町が 169 という結果になっております。</p>
------------	--

	<p>また、応募作品についてですけれども、応募総数は800通、名称の数は376作品となっております。この内訳につきましては、下に方に応募数の多かった総合的な部分、あるいは各町の年齢別というふうに表をお出ししておりますので、この表をご覧いただきたいと思います。</p> <p>これからのことについてでございますけれども、この376作品の中から新しい町にふさわしい名称を選定していただくということになります。次回は幹事会で選定いたしました名称を、これは委員の皆様の見聞きながら選んでいくということになろうかと思っておりますけれども、これを5作品程度、次回、提案をするということになっております。</p> <p>協議会に提案する5作品をどのように選定していくかということにつきましては、この応募結果を見ながら幹事会で長時間検討をしていただきました。その結果だけの報告にしますけれども、本日、別紙という形で選定要綱、あるいは要領というものをおつけしております。これは第2回協議会で確認をしていただいた部分でございますけれども、この要綱の中に、現在使用されている町の名称の取扱いは慎重であることとなっております。このため、幹事会におきましては、この判断が非常に難しい部分もあるということから、幹事会で選定する名称候補につきましては、現在使用されていない名称から選定をするということになっております。現在使用されている名称の取扱いについてどうするかといった部分につきましては、次回の協議会で協議をしていただきたいというふうに考えております。2月5日でありますけれども、まだ時間もございますので、現在の名称についてこういった取扱いを協議会ですべきなのかということにつきましては、委員さん方にご検討していただきたいと考えております。</p> <p>以上で報告第16号についての報告を終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>ただいま説明がございましたけれども、本日は報告ということにさせていただきますけれども、このことについてご意見がございましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ないということでございますので、次回の協議会までにはそれぞれの町なり、あるいは幹事会の方でのご議論をよろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、協議第44号【下水道の取扱い】について、これは前回からの継続協議となっておりますけれども、議題といたします。</p> <p>これにつきまして幹事会の方でも再度検討をいただいておりますの</p>

<p>幹 事 長</p>	<p>で、幹事会なり事務局から何かございましたら説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、幹事会からご報告を申し上げたいと思います。</p> <p>専門部会の検討を受けまして、幹事会で協議をいたしまして決定をいたしたものについてご報告を申し上げます。</p> <p>下水道の取扱いにつきましては、第4回協議会に提案をいたしました。次の2点で継続協議となったというふうに思っております。</p> <p>1つは、農業集落排水の費用の問題、上水道以外の使用をした場合にどのように取扱うかという点について、もう1点は浄化槽設置に係る補助金の取扱いについて、この2点で継続協議になったというふうに思っております。農業集落排水地区との負担格差の是正を考慮すべきではないかという点であったと思います。この2点について上下水道部会の検討結果を踏まえまして幹事会において検討をいたしたわけですが、その結果を再提案という形で提案をさせていただきたいというふうに思っております。</p> <p>農業集落排水事業の使用料につきましては、新町では使用した水の量に応じて使用料をお願いするという点で提案をいたしております。使用した水の量には、上水道以外の水を使用した場合においても、当然算定することになります。そのことを明確にする必要があるというふうに判断いたしまして、今回、調整の具体的内容に一文を追加することといたしております。</p> <p>追加の内容は資料4ページの後段の部分でございますが、ただし書きであります。「ただし、自己水源等については、別に使用水量の認定基準を設け算定する」という一文を追加させていただいたということでございます。</p> <p>それから、浄化槽設置整備費の補助につきましては、既に福富町では個別処理地区と農業集落排水事業による集合処理地区との格差を是正するために町単独で補助額を上乗せされておるのが現状でございます。この格差を是正するために個別処理地域は個人設置型ではなくて、市町村設置型により事業を推進していくということにいたしておるわけですが、前回、市町村設置型に移行するまでの期間が非常に長くかかるというようなご指摘があったわけでございます。その移行までの間、格差是正措置として補助金を上乗せすべきではないかというご意見だったと思うと思っております。</p> <p>幹事会では、その点を踏まえまして検討をいたしたところでございま</p>
--------------	---

	<p>すが、浄化槽設置整備補助金は、下水道等整備基本構想及び計画について県の承認を受けて初めて補助ができるものでございます。県の整備計画の中に載っておかなければならないということになっております。したがって、まずは補助ができる体制にすることが必要でございますので、この構想及び計画を合併後早期に策定をするということで、資料3ページの調整の内容の(1)に「速やかに」という字句を追加いたしまして、「合併後、速やかに...推進する」という表現にいたしましたところでございます。</p> <p>この構想、計画を策定した段階では、どの時点、それからどの地域から市町村設置型に移行するのかを住民の皆さんに知らせることができるよう最大限の努力をしていきたいというふうに考えておりまして、浄化槽を設置される際に市町村設置型について説明をして住民の方に不利益にならないように考慮していきたいというふうに考えておるところでございます。</p> <p>そのために補助金に関する提案の内容につきましては変更いたしませんで、合併時に国の補助基準額に統一を図り対応をするということにいたしましたところでございます。</p> <p>長期間、時間を必要とするということであるわけでありまして、今回の合併時の移行におきましては、どうしても先発と後発があるわけありますので、全く同一になるということには必ずしもならないというふうに、現状ではそう考えておりまして、非常に厳しい面がございますけれども、一日も早い移行をするために基本構想とか計画を早くつくって、できれば16年度、新町の体制前に取り組むべきではないだろうかというふうに考えておりますので、その点については3町ともその方向で努力をしていきたいというふうに考えておるところでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>議長 ありがとうございます。前回からの継続になっておりますことの2点について説明がございましたけれども、このことでよろしいでしょうかという話はまだ後になるわけですが、そういうことを含めてご意見がございましたら出していただきたいと思っております。</p> <p>久原委員 福富町の久原でございます。前回からいろいろご検討をいただきまして非常にありがたく思っております。心配なのは、調整の内容でございますけれども、「合併後、速やかに」ということでございます。ただいま説明にもございましたけれども、協議を終えた後の廃置分合がそれぞ</p>
--	---

	<p>れ3町で可決を見た後、直ちに基本構想なり計画についての作業に入っていたきたいと。そうすることで合併後そう間を置かないで実施ができるようにぜひやっていただかないというと、これは直接、住民の皆さんに生活上支障が出てくる可能性というのが多分にあります。この辺は我々の協議というよりも、むしろ県内、国のレベルの中で合併推進をやっておるわけですから、これは県なり国の段階で、特にこういった合併協議をやっておる地域については、そういった配慮、合併後直ちに実施できるような配慮方を、今日は県の委員の方もいらっしゃるし、また、会長を初めとする合併協議会としても県なり国にそういった意見なり要望をぜひ出していただきたいというように思います。</p> <p>もう1つは、調整内容の4番でございますけれども、ここでは「合併槽設置整備事業については、合併時、国の補助基準により実施する」という「合併時」というのがございます。ここが非常に紛らわしいといいますが、誤解を招く点じゃなかろうかなというふうに思っております。</p> <p>(4)だけが「合併時」ということになりますというと、合併後直ちに合併槽整備事業については実施がなされるというふうに受けとれがちでございますので、ここら辺の文言についてはもう少し検討を要するんじゃないかというふうに思います。</p> <p>以上です。</p>
幹事長	<p>お答えをいたします。</p> <p>今のご指摘について、3ページの(4)だろうと思いますが、(1)の表現のとおり、整備事業については、期間がどんなに急いでも何カ月かかるといった感覚が出てくるだろうと思っておりますので、「合併後」という表現に改めたいと思いますが、ご賛同をもらいたいと思います。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。</p>
久原委員	<p>(4)は、「合併時」を「合併後」ということですね、わかりました。</p> <p>それと、前回から申し上げておりますように、住民の中での負担の格差がないように十分ご配慮をいただいて、合併後速やかに実施ができるようお願いいたしますので、この件は終わりたいと思います。</p>
議長	<p>ほかにはございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>

議	<p>長 ないようでございますので、協議第44号【下水道の取扱い】については、了承いただいたものとして確認済みとさせていただきます。どうもありがとうございました。</p> <p>次に、協議第45号【補助金、交付金等の取扱い】、協議第46号【行政区の取扱い】につきましては、関連もでございますので、一括して説明をしていただきますので、よろしく願いいたします。</p>
局	<p>長 それでは、まず、協議第45号【補助金、交付金等の取扱い】についてご説明をしたいと思います。</p> <p>資料につきましては7ページでございます。各町におきましては、これまで各種団体に対しましてそれぞれの趣旨、目的に応じまして補助金や交付金など財政的援助を行っているところでございます。現在、補助金等を行っている主な団体等の一覧表ということでここに掲げておりますが、この調整の方針といたしましては、「各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯、実情等を考慮し、予算措置の段階で公共的必要性・有効性・公平性の観点から調整をする」ということといたしております。</p> <p>具体的な調整の内容といたしましては、「同一又は同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する」ということにしております。また、2点目の「独自の補助金等については、従来の実績等を考慮し、補助金等の目的を明確化し、均衡を保つよう調整する」ということでいたしております。</p> <p>次に8ページをお願いいたします。協議第46号【行政区の取扱い】につきまして説明をさせていただきます。</p> <p>行政区の取扱いにつきましては、現在、行政区は住民サイドの組織、または住民にとって最も身近な行政区の組織ということで、戸数の規模や道路などで区分をされております。過去の歴史、慣行などによって一気にこれを統合再編することは難しいと考えているところでございます。</p> <p>このようなことから、調整の内容に示してありますように、「行政区の取扱いにつきましては、現行の自治会組織に十分配慮をし、新町において統合再編について検討をしていくということでご提案を申し上げます。</p> <p>下の方に3町の行政区の現況ということで掲げておりますが、行政区の数は3町合計で117でございます。これに携わっておられます嘱託員</p>

	<p>さん、駐在員さんは全部で56人おられます。この方々に末端の行政をやっていただいております。</p> <p>調整の具体的内容について説明をいたしますが、行政区の代表者の名称につきましては、嘱託員、駐在員と名称が違います。今回の提案につきましては、杵島6町の時も協議をしていただきましたが、それと同様に「駐在員」に統一をするということでご提案をしております。</p> <p>次に、駐在員の報酬等についてでございますが、「合併時に調整する」としてあります。報酬の額につきましては、ほかの特別職と同様でございます。特別報酬審議会を設置いたしまして、この中で報酬の額を決定していくということで考えております。</p> <p>次に、行政区の名称の取扱いでございますが、9ページに3町の行政区の名称をそれぞれ載せてあります。3町が合併した場合、同一の名称というのは3町間内ではございません。そういうことから調整の具体的内容といたしましては、原則として現行のとおりとするということで提案をしております。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>協議第45号、協議第46号についての説明がありました。</p> <p>それでは、協議第45号【補助金、交付金等の取扱い】についてでございますけれども、このことで皆さん方、ご意見ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>なしということで、ご了解いただいたものとして、協議第45号【補助金、交付金等の取扱い】につきましては、確認済みとさせていただきます。</p> <p>続きまして、協議第46号【行政区の取扱い】についてでございますけれども、ご意見ございましたらお願いたします。</p>
江口委員	<p>有明町議会の江口でございます。協議第46号の件でございます。具体的内容の第1項の「行政区の代表者の名称については、駐在員に統一する」という内容でございますけれども、白石町、有明町におきましては、嘱託員という名称になっております。福富町が駐在員というようなことになっておりますけれども、これは「駐在員に統一する」というものを変更していただきたい。「嘱託員に統一する」という内容に変更ができないものかということでございます。</p> <p>それから、4番目の「行政区名の取扱いについては、原則として現行</p>

	<p>のとおりとする」ということは、合併後も行政区の区名の取扱いについては見直しがなされないというようなことではいかなものかなというような感じがします。9ページの参考資料を見ますと、相当な区名がございますけれども、有明町、福富町におきましては、有明町が13区、福富町が9区、そういったことで白石町が余りにも行政区名が多い。旧須古村の内容等を見ておりますと、私が知っている限りでは、多田、岡崎、喜佐木、下蓑具、鳥巢、あと内堤、小島、嘉瀬川、三町北、三町南、船野というような形で須古地区だけは小部落の名前で名称が上がっているようでございますけれども、ほかの地区におきましては、旧白石町とか北明とか、そういったところにおきましてはかなりの区分けがなされているというようなことで、この問題はせつかく3町が合併するというようなときに、このままの状態で提出をされるというのはいかなものかなと私は思っておるところでございます。3町は21世紀に向けてすばらしい町づくりのため、また、改革をしながら進めていこうという原則のもとで合併をしておる関係上、これは何とか改善の余地があるんじゃないかというような感じがいたします。</p> <p>そういったことで具体的内容の4番、「行政区名の取扱いについては、原則として現行のとおりとする」というものをもっとほかの方法に検討していただきたいなと思っておるところでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>今、駐在員の名称の問題、それから見直しの問題、これは1つは数の問題だろうと思っておりますけれども、そういう話がございましたけれども、駐在員の問題については、後、事務局から説明いたさせますけれども、行政区につきましては、駐在員が白石35、福富9、有明12ということですから、町の下には行政区、駐在員が代表として1つ、2つ、3つをまとめてということがあるかもわかりませんが、そういうのをまとめて35にしてあるわけですね。そういうことから35、9、12ということでもございますので、これは6町のとよからの話の引き継ぎもございまして、ここの2番目に書いてありますように、「地域の実情に考慮しつつ統合再編に努め、新町に移行する」ということで、これはできるだけそれまでに減らすことを努力していただくということでございます。これは特に白石町の話になりますけれども、それはそういうことでよろしいわけでしょう。</p> <p>白石町の田中でございます。実は、6町合併のときに、白石町が九十</p>
田中委員	

	<p>幾つあるわけですが、この中で秀津というのが6つあります。それから、福吉が4つに分かれております。それから、西分も4つに分かれております。そういうことで今、白石町で住民票をとりますと、秀津が6つに分かれておるわけですね。そういうものを合併と同時に1つにしようということで、6町合併のときには合併と同時に、途中でするとコンピューターの都合が悪いというようなこともございまして、合併と同時に部落の集約をしていこう。福田も4つかに分かれているわけですね。そういうことで現在使われている部落名は1つでございますが、この行政区は4つに分かれておる。そういうことがございますので、その地区の区長さんと議員と寄って、そして校区で修正をしようということになっておりましたので、今回も合併と同時にそういう方向で移行しなければいけないのではなからうかと思っておりますので、白石町で帰ってからよく話し合ひまして、そういうふうに努力をいたしたいと思っております。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。今の話は、この具体的調整の2項目ですね、そういう調整をしていただくということでございます。</p>
<p>幹 事 長</p>	<p>あと駐在員の問題については、事務局の方から説明をお願いします。</p> <p>8ページの1番の「駐在員に統一する」という表現の問題でございますが、今、説明のとおり6町と同じ表現になっているということであります。自治法上は非常勤特別職の分類に入るわけでございますが、いずれにしても、法律上の問題はありませぬ。どっちでも構わないということであります。6町のときに協議をした内容といいますのは、嘱託職員というものが役場の中に、いろんな分野にいらっしゃいます。何とかの事務を嘱託している、また、この事務を嘱託しているというふうな、いわゆる嘱託職員さんが役場の中にいらっしゃるということで、その嘱託職員と嘱託員と混同しやすいというような意味合いから6町の場合には駐在員というふうに決定をなされたいと思っておりますので、その考え方を踏襲して今回も駐在員という形でご提案を申し上げているということでありまして、ここの協議の中で、いや、嘱託員がいいよという決定がなされれば、事務局はそれに従うということでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>今、経過なり、あるいは今回提案した理由を説明していただきましたけれども、何か、どうぞ。</p>

江口委員	<p>福富町が駐在員というようなことのございますけれども、区長制度がずっと今までなされておったわけですが、有明町も途中で嘱託員というような名称になったわけのございます。そういったことで町が嘱託職員としてお願いしているものと混同しやすいというようなご説明でございますけれども、あくまでもこの嘱託員は区の代表者である嘱託員というようなことで、私は駐在員という名称そのものが地域の区長さんに対する重みがないんじゃないかというような気がするわけのございますので、これはぜひ嘱託員に名称を変えていただきたい。</p> <p>また、嘱託するときも委嘱状を、委嘱状というのは嘱託員の「嘱」の方を使うわけのございますので、その辺も含めて再度検討をしていただきたい。</p> <p>あと、4番目の問題につきましては、「原則として現行のとおりとする」という内容になっておりますので、その辺はもう少し何かこう検討方法があるんじゃないかと思っておりますけれども、いかがでございましょうか。</p>
議長	<p>名称の部分についてはですけども、これは今、江口委員さんから話がありましたようなことは6町のときにかかなりの時間を費やした議論があったわけですけども、結果として、今、幹事長さんから話があったようなことで駐在員という形になると。例えば、嘱託というのは、行政の中で嘱託職員、あるいは嘱託登記だとか、嘱託というのは結構使うんですね。登記をする場合でも町が行う場合があるし、嘱託登記でやってしまうというようなこととか、嘱託という言葉は結構使う。そういうことで紛らわしいという話もあったと。あったというよりも、事実、私どももこの協議に入っておりますが、そういう説明がありました分と、それから、今、名称の話も6町で同じような協議をしておりますけれども、再度、事務局か幹事会の方でよろしく願いいたします。</p>
幹事長	<p>お答えをいたしたいと思いますが、いわゆる駐在員の問題でございまして、もうこれは受けとり方、その人の解釈のしようだろうと、このほかにはないと思います。駐在員よりも嘱託員が重いのかどうかという判断は、これは個人さんの受けとり方でありまして、もう私たちがどう判断するという問題ではなかろうというふうに思っております。法律上は問題ないわけでありまして、私たちは駐在員で提案をさせていただいている。協議会に提案をいたしたわけでありまして、協議会でこれはもう決定していただくべき問題だろうというふうに思います。これ以上</p>

	<p>は我々は返答のしようがないということでもあります。</p> <p>それから、行政区の問題は、今、白石の委員さんから白石の状況の説明がございました。確かに、私どもも非常に白石だけ多いということで嘱託員会にも文書を出しまして検討をしてほしいということで協議をいたしておる状況にはありますけれども、いわゆる地区の名称というのはなかなか、固有名詞でございまして歴史を持っておる。合併すると何でうちの名前が消えるのかとか、いろんな議論があっておりまして、なかなか1つにならない。秀津なんかは、今説明のとおり1区から6区までございますので、それは単純に秀津で統一できるということがあるわけですが、ほかの固有名詞がついているものについては非常に難しい問題を抱えております。ですから、合併時点で即変えるというのは難しいということでこういう表現になっておりますが、これは合併後、速やかにそういう協議の場をつくって検討していく問題だろうというふうに思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>駐在員と嘱託員の話は、どちらがいいかという話は後で再度お伺いしますけれども、先に行政区の名称の話をさせていただきますと、今、話がございましたように、そういうふうに全体的に、有明も変えようという考えがあられるわけですか。</p>
<p>江口委員</p>	<p>いいえ、有明町はありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>では、白石町に変えてくれという話ですね。</p>
<p>片渕(弘)委員</p>	<p>有明の片渕です。嘱託員の数の話と行政区の名前の話と一緒になっていますけれども、例えば、行政区は3町並べても同じ名前がないからこのままでいいんじゃないかと、原則として現行のとおりにしますよという提案だと私は思っております。例えば、有明町でも白石町の92番から96番までというのは、昔、南有明村の横手ですよね、天神とか新昌とか只江とか同じものが牛屋西分にも、シンセイ、コウワ、セイナンというのがございます。でも、これは嘱託員と並べて行政区と書いてありますからこうしているのであって、名前を変えるというのは私は現行どおり、重複したのが3町になかったらいいんじゃないかなと思っております。あと、嘱託員数の話は、別途、お話をお願いいたします。</p>

議 長	<p>今、それぞれ行政区の数と名称の話になるわけですが、数をここで、先ほど話がありましたように行政区については統廃合をしていくということになりますと、名称もその統廃合、例えば秀津の1から6まであったら秀津という形に名称がなくなってしまうということなんです。そういうことだろうと思います。そういうことで名称も統廃合として将来なっていくと、あるいはそういうふうに努力を白石町ではやっていくということですから、このことについては数の問題と、名称もそうなっていくと今のところは競合する分はございませんので特に問題ないという形でこうしていますけれども、この数を減らす、減らすことによって名称も変わってくる分もあるかもわかりません。例えば、今、秀津は1から6までだから秀津でいいかもわかりませんが、そうではないところで幾つか例えば一緒になったとしたときに、その名称をどうするかという問題があるかもわかりませんが、それは今ここで議論できる問題ではないと思っています。やはりそういうふうに改善をしていくときに、そこにお任せするしか、今のところはですね、ここで議論できませんので、そういうふうに思っておりますけれども、そういうことでは江口委員さんは承知できないということなのかどうかですね。</p>
江 口 委 員	<p>先ほど有明の町長もおっしゃいましたけれども、あくまでもこれは有明と福富と比較した場合、余りにも行政区が多いなということだけを私は指摘をしたいというような意見でございます。</p> <p>あと、どういった形で今後白石町の皆さんが、住民の感情がいろいろあるかと思っておりますけれども、その辺につきましては合併後も速やかにある程度努力をしていただいて、有明町、福富町のような形にもっていただきたいと思いますというのが希望でございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>先ほど田中委員さんから話がありましたように、そういうふうに努力をしているし、今後、努力をしていくということでございますので、白石町の方にその努力をお願いすることで、この分については皆さん、そういうことでご理解を、江口委員さんも、すみませんけれども、そういうことでご理解をいただきたいと思っております。</p> <p>それから、1つ残っておりますのは、駐在員と囑託員の話でございますけれども、このことについていずれかの名前にしなければいかんわけですが、今、江口委員さんからは囑託員という形で提言がなされておりますけれども、ほかの方、何かございますか。</p>

堤 委 員	<p>福富の堤でございます。現在、駐在員をずっとやっておりまして、代表をしております。そういうことの関係から駐在員と囑託員というようなことが出ておりますが、私たちの仕事関係からいきますと、町のいろいろな仕事を、その区のことを請け負ってやっているわけございまして、駐在をしているというような意味からいいますと駐在員という名前がふさわしいんじゃないかなと思っております。囑託員という名前もいよいよでございますが、役場の中には囑託をされる方がおられるというようなことで、私から言いますと駐在員の方がいいような感じがいたしますが、よろしくお願ひしたいと思います。</p>
議 長	<p>わかりました。ほかにございせんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>なければ、どちらがいいかという話になりますけれども、今、提案されているものでいいのかなという方々と両方に分かれると思ひますけれども、ぜひ囑託員に変えてほしいという方がほかにいらしたら。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>このままでいいという意見が、江口委員さんほか全員でございますので、江口委員さん、そういうことで、過去の経過もございまして、ご理解をいただきたいと思ひますが、よろしゅうございせんか。</p>
江 口 委 員	<p>はい。</p>
議 長	<p>それでは、そういうことでここに提案されておりますように、「駐在員」とさせていただきますことにいたします。 ほかにございせんか。</p>
樋 口 委 員	<p>有明町の樋口でございます。行政区への補助金が有明町だけはあつて、ほかの2町はないわけです。これはどういうふうになされるものか、お聞きしたいと思います。 補助金というのは、各地域のボランティア活動なり何なりいろいろな形で利用されているものと聞いております。そこで、こういう助成金を削られたときに、その地域は困るんじゃないかという気がいたしますので、そこら辺についてお伺ひしたいと思います。</p>

議 長	区に対する補助金、これは先ほど申し上げましたように、45号、46号はこの部分に関連があって一緒にやっている部分もございますので、このことについて幹事長からよろしくお願いします。
幹 事 長	ただいまのご質問は、8ページの右一番下の有明の嘱託員に対する、いわゆる区に対する活動助成金の問題だろうと思いますが、有明だけの問題になっております。福富と白石は現在ないということであります。これは前の協議第45号の補助金、交付金等の取扱いという事項がございますが、この事項は各種団体等への補助金というものと全く同一のものだろうというふうに考えますので、具体的内容の2番にございますように、「独自の補助金等については、従来の実績等を考慮し、補助金等の目的等を明確化し、均衡を保つよう調整する」という事項を適用したいというふうに思っております。具体的には、現実論としては予算措置等の段階で恐らく調整がなされることだろうというふうに思います。
樋 口 委 員	有明町の樋口でございます。なくなるものか、ここら辺はどういうふうに解釈していいかですね、できれば明確にしてほしいなと思います。
幹 事 長	補助金の問題は非常に複雑多岐にわたっておりまして難しい問題だろうと思っております。この問題につきましては、原則論、新町の町長さんの施策の部分に入りますわけでありますので、新町の町長に委ねたいというふうに、私たちがここで議論をする問題ではなかろうというふうに解釈をいたします。
議 長	今、幹事会の方から説明がありましたけれども、こういう回答でよろしゅうございますか。
樋 口 委 員	はい。
議 長	わかりました。 ほかにございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	意見も出尽くしたようでございますので、協議第46号【行政区の取扱い】については、了承いただいたということで確認済みとさせていた

<p>局長</p>	<p>できます。</p> <p>次に、協議第47号【小中学校、幼稚園の通学区域の取扱い】、協議第48号【学校教育の取扱い】、協議第49号【学校給食の取扱い】をまとめて議題といたします。これも関連がございますので、一括して事務局から説明をいたさせます。</p> <p>それでは、協議第47号、協議第48号、協議第49号を一括して提案説明をいたしたいと思います。</p> <p>まず、協議第47号【小中学校、幼稚園の通学区域の取扱い】について説明をいたします。</p> <p>資料は10ページでございます。調整の内容といたしまして、1番、「公立幼稚園については、合併後、新町全域を通学区域とする」ということにしております。公立幼稚園につきましては、下の方の資料に載せておりますように、福富町だけがあります。ほかの2町はございませんので、合併後は新町全域を通学区域とするということにしております。</p> <p>次に、2番の小中学校の通学区域についてでございます。まず、小学校につきましては、資料にありますように白石町が4校、福富町が1校、有明町が3校ございます。通学区域は、福富町が町内全域を通学区域とされております。白石町、有明町は学校教育法施行令によりまして規則により学校ごとに通学区域を定められております。中学校につきましては、各町それぞれ1校ありまして、それぞれ町内全域を通学区域ということにされております。</p> <p>通学区域の設定につきましては、道路、河川などの地理的状況、また地域社会の歴史的経緯などを踏まえまして、教育委員会の判断によりまして設定をされております。</p> <p>合併した場合につきましては、1つの町に2つ以上の学校があるということになりますので、学校教育法施行令によりまして通学区域を設定する必要があります。その設定に当たりましては、保護者の方や地域の方のご理解、ご協力を得ずにして、現在の通学区域を変更するということではできませんので、通学区域につきましては現行のとおりとするということで調整案として出しております。</p> <p>しかしながら、現在、白石町、有明町においては、一部、自由校区を設けてあります。加えて合併により町の境界がなくなりますので自由校区、あるいは校区を変更した方がよいという場合も想定されます。新町において、仮称ですが、通学区域の審議会などを設置いたしまして、保護者や地域の方のご理解を得ながら通学区域の検討をさせていただきた</p>
-----------	---

いということ考えているところです。

次に、協議第48号【学校教育の取扱い】について説明をさせていただきます。

資料につきましては11ページでございます。調整の内容といたしまして、「1. 公立幼稚園、小・中学校については、現行のとおり新町に引き継ぐ。2. 学校教育関係補助及び就学援助費等については、新町において調整する。」という調整の内容としております。

まず、公立幼稚園についてであります。ここに掲げてありますように、先ほど申しましたように、公立幼稚園は福富町のみでございます。下の方に公立幼稚園就園奨励費補助制度を載せておりますが、この制度は授業料の一部を補助することによりまして保護者の経済的負担を軽減することを目的としてできた制度であります。文部科学省が定める幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づきまして福富町においては実施をされております。これらにつきましては現行のとおり新町に引き継ぐということにしております。

次のページをお願いいたします。小・中学校についてでございます。ここに小・中学校の状況ということで挙げておりますが、小学校は全部で8校、中学校は3校でございます。これにつきましても新町に引き継ぐということにいたしております。

また、学校施設の整備についてでございますが、新町において計画的に整備をしていくことといたしております。

次に、13ページをお願いいたします。私立幼稚園就園奨励費補助制度についてでございます。私立幼稚園は白石町と有明町にそれぞれ1カ所ずつございます。この補助制度は公立幼稚園の補助制度と目的は同じでありまして、ここに白石町、有明町の補助対象経費及び補助限度額を載せております。補助限度額に違いがありまして、この調整といたしましては、公立幼稚園の補助制度と同様に文部科学省が定める幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づきまして白石町が実施されておりますことと同様に実施をするという形で提案をしているところです。

次に、14ページをお願いいたします。ここに私立幼稚園の状況ということで、白石町と有明町の幼稚園を参考のために載せておりますので、ご参考としていただければと思います。

次に、協議第49号【学校給食の取扱い】についての説明をいたします。

15ページです。調整の内容といたしまして、「1. 学校給食のセンター方式・単独調理場方式については、当面現行のとおり新町に引き継

	<p>ぐものとする。２．学校給食の運営及び給食費については、新町において調整する。」といたしております。</p> <p>学校給食につきましては、資料にありますように、白石町がセンター方式、福富町と有明町が単独調理場方式ということになっております。幾つかの学校をまとめて一括調理をし、各学校に配送するのがセンター方式でありまして、各学校で調理をし提供する自校方式が単独調理場方式であります。これらの方式につきましては、それぞれメリット、デメリットがあります。早急な統一ができにくいということから、調整の内容といたしましては、当面現行のとおり新町に引き継ぐということとしております。</p> <p>また、衛生面の向上に努めていきたいと考えております。</p> <p>また、学校給食の運営や給食費につきましては、新町において保護者代表等を構成員とした給食運営委員会を設置いたしまして調整をしていくということにしております。</p> <p>以上、協議第４７号から協議第４９号まで、一括提案し、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。猛スピードで協議が進んでおりますけれども、ここで１０分程度休憩をしたいと思います。４時４５分に始めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
	<p style="text-align: center;">（ 休 憩 ）</p>
議 長	<p>再開いたします。</p> <p>協議第４７号から協議第４９号まで説明が終わりましたけれども、協議第４７号【小中学校、幼稚園の通学区域の取扱い】について、皆さん方からご意見等がございましたらお伺いしたいと思います。何かございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご意見もないようでございますので、協議第４７号【小中学校・幼稚園の通学区域の取扱い】については、了承いただいたものとして確認済みとさせていただきます。</p> <p>それでは、協議第４８号【学校教育の取扱い】について、ご意見がございましたら出していただきたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>

<p>議 長</p>	<p>ご意見はないということでございますので、了承いただいたものとして、協議第48号【学校教育の取扱い】については、確認済みとさせていただきます。</p> <p>次に、協議第49号【学校給食の取扱い】について、ご意見ございませんか。</p>
<p>北 村 委 員</p>	<p>白石町の北村です。意見になるかもしれませんが、質問を兼ねまして。学校給食のセンター方式と単独ということで、当面、現行どおりなんですけれども、町として統一することは将来的にあるわけですよね。センターにするのか、単独にしていくのかというところは、当然、町として統一の方向があるかと思えます。その過程において、(2)の「運営及び給食費については、新町において給食運営委員会を設置し調整する」とありますけれども、センター方式と単独調理場方式とは中身的にも違うと思うんですね。センター方式は、どうしても配達しなければいけないということでメニューも限られてきますし、そうすると給食費にもかかわってくるのではないかと。いろいろ違いがあると思うんですが、それを1つにして、1つの給食運営委員会を設置するというのはちょっと無理があるのではないかと思います。</p> <p>それで、町として統一できる時期までには現行どおりの給食運営委員会の方が、よりスムーズにいくのではないかと、問題もそのように起こらないのではないかという感じがします。給食費を統一するということは、当然、住民としては統一してほしいんですが、中身について、そこまで統一ができるのかなと思えます。</p>
<p>議 長</p>	<p>幹事会の方でこのことについても議論を当然していただいておりますので、このことについて幹事会の方から。</p>
<p>幹 事 長</p>	<p>北村委員さんのご質問に完全にお答えになるかどうかわかりませんが、お答えをいたしたいと思えます。</p> <p>いわゆるセンター方式と単独調理場方式とあるわけでございます。形態がそっくり違うわけでありまして、今ご指摘のように、センター方式になりますと、やはり各学校に配食をしなければならない。車を使って配食をする経費が当然かかるということでありまして。もう1つは、いわゆる給食が冷めるという問題があるわけでございます。単独でやりますと温かいものを食べれるという利点があります。こういう議論の中で、</p>

もう1つは皆さんご承知のとおり、佐賀市では民間に委託するというふうな方向になりつつあります。給食もこういう時代になったのかなという気がいたすわけでありましたが、子供を中心に考えますと、やはり自校方式で温かいものをすぐ食べれるというのが一番いい状態であるわけですが、こういうふうに財政が非常に厳しい折に、果たしてそういう手厚い行政ができるのかというのは1つの論点になるところだろうというふうに思っておりますので、この点についてはまた新町の体制になった段階で議論をしていかなければならん問題だろうというふうに思っております。

今ご指摘のとおり、給食費の統一も話題になったわけですが、やはり自校方式、センター方式と違うように、メニューも当然違っております。それから、米飯の回数も5回、4回、3回というふうに違っておりますので、現在、給食費に若干違いがございます。これを一遍に給食方式を変えないで給食費を統一することにはやはり問題があるということで、現行を当分継続せざるを得ないだろうというふうに思っております。

給食運営委員会も、今お話しのように、センター方式の運営委員会と自校方式の運営委員会では論点が違うのかなと、ご指摘のとおり、そういうふうに私も思いますので、この点については新町になった段階で給食運営委員会を設置して調整をするという段階で、この点についても議論を深めなければならんというふうに思っております。

ちなみに、現在の給食の単価は、白石が小学校が4,000円の11回でありますので4万4,000円、中学校が4,500円の11回でありますので4万9,500円、福富が小学校が年額4万3,000円、中学校が年額4万9,000円、大差はないわけであります。それから、有明は小学校が4万5,600円、中学校が5万4,900円というふうに若干高いという金額になっておりまして、方式を変えないでこの金額を動かすということは問題が生じるということでありますので、先ほどお話ししましたように、当分はこの方式を踏襲せざるを得ないということだろうというふうに思っております。

一番初めにお話しいたしましたように、やはり子供のためを考えて子供中心の給食になるのが一番望ましいわけですが、財政の問題、いろんな問題で、子供をないがしろにするということではありませんが、佐賀市がああいう検討をなされるという事態でありますので、そういう面を踏まえて、今後、給食運営委員会等で深く議論をしていただきたいというふうにこちらからお願いをいたすところでございます。

議 長	<p>以上でございます。</p> <p>今の話でよろしいでしょうか。</p>
北 村 委 員	<p>おっしゃることはよくわかりました。それで、私が一番心配しますのは、それほど違うセンターと単独の中身であるにもかかわらず、給食運営委員会を新町において1つにつくるところにちょっと無理があるのではないかと思います。できれば新町においての給食運営委員会もセンターや単独と同じように統一されるまではそれぞれの給食運営委員会として位置づけられていた方がいいのではないかと思います。</p>
幹 事 長	<p>趣旨はよくわかります。15ページの調整の具体的内容の(2)に「新町において給食運営委員会を設置し調整する」という表現で、1行で済んでおりますが、この中で今のご意見を入れてセンター方式の運営委員会、自校方式の運営委員会というそれぞれの運営委員会を設けた方がいいという議論が成り立ちますと、そういう方向に進みたいというふうに思っております。</p>
議 長	<p>今の説明でよろしゅうございますか。</p>
北 村 委 員	<p>はい。</p>
議 長	<p>ほかにございませんか。</p>
古 賀 委 員	<p>有明の古賀でございます。先ほどからの説明でよくわかりますけど、ずっと私が問題に思っていたのは、主食の問題ですけど、米飯とパン食、これが3町で違いますし、そのあたりは給食費に関係してくるかもわかりませんが、主食は統一してほしいなと思うわけです。特に、米どころ白石平野でございますので、できたら米飯でしてもらった方がいいかなということを思っておりました。</p> <p>それから、献立がそれぞれ栄養士さんによって違うかもわかりませんが、ある程度の献立の線は基本に置いて、どうしてもセンター方式でこういうふうなメニューはできないということも出てくるかもわかりませんが、1週間のうちでできるだけ統一の方向にしてもらった方がよくはないかなという希望でございます。</p> <p>以上でございます。</p>

議	長	当然、議事録等も残す形になっておりますので、意見は意見として十分拝聴をするということでございますけど、今の意見に対して何か。今、希望という形でいいですか。
古賀委員		はい、私が常々思っていたことであります。
次	長	給食の件でございますけれども、主食の件につきましては、教育委員会、あるいは教育長を入れた会議を持っておりまして、その中で統一すべきではなかろうかというような意見が出たところでございます。しかしながら、先ほどから話があるように、給食費の問題等々ございまして、これを一遍に統一するのは非常に難しい部分がかかなりあるだろうというようなご意見がございまして、当面はそれぞれの方式でやっていただいて、給食運営委員会を設置した中で検討させていただきたいというふうに考えております。
古賀委員		副食の方もできるだけ合わせていただきたいと思います。
議	長	ほかにご意見ございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	なしということでございますので、学校給食については了承いただいたものとして処理をさせていただきます。協議第49号【学校給食の取扱い】については、確認済みとさせていただきます。 次に、協議第50号【社会教育の取扱い】、協議第51号【社会体育の取扱い】、協議第52号【人権、同和教育の取扱い】をまとめて議題といたします。 これについても一括して事務局の方から説明をお願いいたします。
局	長	それでは、協議第50号から協議第52号まで一括して提案説明をいたしたいと思っております。 まず、協議第50号【社会教育の取扱い】について説明をいたします。 資料につきましては16ページでございます。調整の内容といたしましては、「1. 社会教育関係審議会等については、新町において調整をする。2. 社会教育施設等については、現行のまま新町に引き継ぐ。3. 社会教育及び文化事業については、現行の内容を継続し、新町において

随時調整をする。４．指定文化財については、現行のまま新町に引き継ぐ。」ということといたしております。

社会教育事業につきましては、新町においても学習機会、情報の提供に努め、生涯学習の推進及び生活文化の向上を図ることを念頭に置いているところでございます。

社会教育関係審議会等とは、公民館運営審議会、社会教育委員会などとなります。公民館運営審議会についてですが、この審議会は社会教育法第２９条の規定に基づきまして、ここに掲げておりますように各町に設置をされております。公民館の運営や各種事業の企画実施について審議をされておりますので、新町におきましても新たにこれを設置するというようにしております。

次のページをお願いいたします。公民館運営審議会の委員は、社会教育委員にも就任をいただいております。新町においても社会教育委員を設け、新たに委嘱をするということにしております。

また、教育委員会が行う社会教育の指導層の充実や推進を図るために設けられている社会教育指導員につきましても、新町において新たに委嘱をするということといたしております。

次に、１８ページです。まず、公民館についてでございます。公民館は住民の皆さんに密着し、身近な学習や交流を促進する拠点施設としての位置づけをなされております。この公民館は、現行のまま新町に引き継ぐことといたしております。

次に、公民館の使用料についてでございます。この使用料は、地域に密着したものとなっていることから、合併時におきましては現行のとおりとするということとしております。合併後は受益者が公平に負担をするという立場に立ちまして調整を図りたいと考えております。

次に、図書館、図書室についてでございますが、この施設につきましては、住民の皆さんの重要な社会教育施設となっておりますので、現行のまま新町に引き継ぐこととしております。

次に、地区公民館の施設整備に対する補助についてでございます。地区の公民館についてでございますが、地域との結びつきが強い社会教育施設ということでございます。１９ページに３町の補助金の交付要綱を載せております。各町がそれぞれの考え方で補助をなされておりますが、合併後は従来からの経緯などを考慮いたしまして調整を図っていきたいと考えております。

２０ページをお願いいたします。文化事業及び文化財についてでございます。具体的内容について説明をいたします。新町において、ライフ

ステージに応じて行う学習活動や家庭、地域で行う青少年の育成などに関する計画である生涯学習推進計画を策定することとしております。この推進計画に基づきまして住民の学習機会の充実に努めるということとしております。

下の資料にありますように、3町には文化協会がございます。独自の活動を通じ、芸術、文化の普及、総合的な振興を図っておられますので、文化協会につきましても、新町になりましてもその経緯を尊重し、速やかに統合できるように調整を図ることとしております。

次に、3番目の生涯学習に係る各種教室、講座についてでございます。独自の事業を展開されておりますので、当面はその事業内容を現行のとおりに継続することとしております。新町移行後は、その内容等につきましては調整を随時図っていききたいということで考えております。

次に、文化財関係でございますが、21ページでございます。21ページに文化財を載せておりますが、国、県、町が指定した文化財があります。こういった指定文化財は文化財として新町に引き継いでまいりたいと考えております。

また、新町において文化財保護審議会を設置いたしまして、文化財の保護、活用に努めてまいりたいと考えております。

22ページをお願いいたします。協議第51号【社会体育の取扱い】についてご説明を申し上げます。

調整の内容でございますが、「1.各種スポーツ行事については、社会体育関係団体と協議し、新町において調整する。2.体育指導委員については、新町において新たに委嘱する。3.各町の体育協会については、合併後速やかに統合できるよう調整を図る。4.社会体育施設の使用料については、合併後に調整する。ただし、夜間照明施設を有する施設の時間区分については、周辺住民との申し合わせ等に配慮する。」ということとしております。

各種のスポーツ行事につきましては、資料として載せておりますが、3町の平成13年度の各種主要スポーツ行事を掲げております。これらのスポーツ行事につきましては、行政が主体となって行っているもの、社会体育関係団体が主体となって行っているものなどがあります。それぞれ各町の考えにより行っておられます。調整の内容にありますように、スポーツ行事につきましては、「社会教育関係団体と協議し、新町において調整する」ということとしております。

次に、体育指導委員についてでございます。次のページに体育指導委員の概要ということで載せております。体育指導委員につきましては、

議 長	<p>スポーツ振興法に基づき各町に設置されている非常勤特別職の公務員であります。現在、3町合わせて38名の方が体育指導委員としてニュースポーツの普及活動、スポーツ教室の企画などに携わっております。新町においても新たに委嘱をすることといたしております。</p> <p>また、体育指導委員会の中に種目別に専門部を新町において設置いたしまして、スポーツの普及、振興を図っていくことといたしております。</p> <p>次に、体育協会についてでございます。体育協会は、各町の公共団体として設置されておりますが、組織、会費等に相違が見られますので、合併後速やかに統合できるように調整をしてまいりたいと考えております。</p> <p>次に、4点目の社会体育施設の使用料についてでございます。資料として24ページから26ページまで、それぞれ施設ごとに時間区分なり使用料を挙げております。使用料の設定に当たっての考え方は、社会教育施設の考え方と同様でございます。</p> <p>また、施設の時間区分ですが、若干違いがございます。そのため、類似施設ごとに時間区分の統一をしてみたいと考えております。</p> <p>なお、夜間照明施設がある施設の使用時間につきましては、周辺住民との申し合わせ等がありますので、その点につきましては十分配慮をしていきたいと考えております。</p> <p>最後でございますが、協議第52号【人権、同和教育の取扱い】について説明をいたします。</p> <p>27ページでございます。調整の内容でございますが、「人権、同和教育関係事業については、新町において調整し実施する」ということで提案しております。</p> <p>人権、同和教育につきましては、平成12年に制定された人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づき、現在、3町では人権教育、人権啓発の推進事業に取り組んでおります。新町におきましても、3町のこれまでの成果と国、県の方針を踏まえまして、広く人権対策に関する事業を推進していきたいということで考えております。</p> <p>資料には、ここにありますように、人権相談の状況なり同和教育の推進事業、また、次のページにつきましては人権擁護に関する条例を載せております。ご参考にしていただければと思っております。</p> <p>以上、簡単ですが、協議第50号から協議第52号までの提案説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。</p> <p>ただいままで説明をいただきましたけれども、ありがとうございます</p>
-----	--

		<p>た。</p> <p>それでは、協議第50号【社会教育の取扱い】について、皆さん方からご意見等をお伺いしたいと思いますけれども、意見がございましたらよろしくをお願いします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>なしということでございますので、協議第50号【社会教育の取扱い】については、了承いただいたということで確認済みとさせていただきます。</p> <p>続きまして、協議第51号【社会体育の取扱い】についてご意見ございませんか。</p>
	片瀬（一）委員	<p>福富の片瀬でございます。質問になるんですけども、小中学校の体育クラブなんですけど、社会体育、学校体育とありますが、小学校が社会体育になるわけですかね。</p>
局	長	<p>小学校につきましては、社会体育でございます。</p>
	片瀬（一）委員	<p>その件で、これは福富の分しかわからないんですけども、実は、民間の方が指導に当たっていらっしゃる部分がありまして、実情を説明いたしますと、仕事を持ちながらという形でクラブ指導をやっていらっしゃる。これは多分、白石、有明もそういう形で指導していただいている民間の方がいらっしゃるんじゃないかというふうに思いますけれども、社会体育の一環として、こういう方たちが非常に重要なポストというか、自分が見れる範囲ですけども、非常に貢献なさっているなということを感じておりましたものですから、この社会体育のとらえ方として、これからますます少子化で、皆様方ご存じのとおり、低学年からスポーツ関係、クラブ関係で子供たちもかなり練習に励んでおりますけれども、先生だけではなかなか指導面が行き届かないような面もございまして、要望ですけども、そういう形をもう少し手厚くというか、そういうことで見ていただきたいなというふうに思っております。要望です。</p> <p>終わります。</p>
局	長	<p>今の意見につきましては、ここには体育指導委員さんの関係しか記載しておりませんが、今おっしゃられますように、社会体育面の推</p>

	<p>進という意味では、そういう方々の貢献によって行われている大きな部分もあるだろうと思います。これは種目によって違う部分もありますけれども。そういうことから考えますと、今の話はやはりごもっともであるし、むしろ、私どもとしてはそういう面はご協力をいただいて推進をしていくということが必要であろうというふうに思います。意見としてぜひそのこともとらまえさせていただきたいと思います。</p> <p>ほかにご覧いませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	<p>長 なしという声が出ておりますので、協議第5 1号【社会教育の取扱い】についての意見は出尽くしたということで、了承いただいたものとして確認済みとさせていただきます。</p> <p>それでは、協議第5 2号【人権、同和教育の取扱い】についてご意見をお伺いしたいと思います。ご意見はご覧いませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	<p>長 なしということでございますので、この内容でご了承いただいたということで、協議第5 2号【人権、同和教育の取扱い】については、確認済みとさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。協議事項につきましては、この協議第5 2号まででございます。</p> <p>続きまして、提案事項に移ります。協議第5 3号【新町建設計画】について、本日、提案をさせていただきます。</p> <p>このことについて事務局から説明をいたさせていただきますのでよろしく願いいたします。</p>
次	<p>長 「新町まちづくり計画(案)」、これが協議第5 3号ということになります。これと、本日は参考資料ということでA 4判の資料を皆様方にお渡ししております。今日は、A 4判の資料を中心といたしまして説明をさせていただきますと思っております。</p> <p>現在、建設計画の核となります部分につきましては報告をいたしておりますので、その点も踏まえて、説明が終わりました後に皆様方から本日ご意見をいただける分があればご意見をいただきながら、次回、検討をしていただきたいと思いますと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>まず、参考資料の1ページであります。ここに建設計画の名称という</p>

ことで掲げております。この建設計画は、まちづくりをする上でソフト面、ハード面を含めた上で計画をつくり出すということで、「新町まちづくり計画」という名称にいたしますということであります。新しい町になりますと、このまちづくり計画をもとに総合計画を新しい首長さん、議会の方で積み上げていただくということになるかと思っております。

まず、第1章の「序論」でございますけれども、ここに「合併の必要性」を掲げております。説明はいたしませんけれども、今回、この合併が目的ではなくて、(1)から(5)に対応するための手段であるということをお中では述べております。必要性という部分につきましては、再認識を兼ねてお読みいただければというふうに思っております。

2番の「計画策定の方針」でございますが、この中では計画の期間等について記載しております。計画の期間につきましては、この合併協議会の中で合併の目標期日が「1月1日を目標とする」ということで確認をされております。そういったしますと16年度の残りは3カ月しかないということございまして、それをまちづくり計画の中に反映していくのはなかなか難しい部分があるということで、平成17年度から10カ年ということでこの計画をおつくりをしております。

第2章は「新町の概況」でありますので、ここは皆さん方、本編の方をお目通しいただければというふうに思っております。

第3章の「主要指標の見通し」であります。これは本編の6ページにグラフをつけておりますので見ていただければというふうに思います。冒頭に、会長が1月8日の総務省の望月課長さんの話をされましたけれども、この中で課長さんも申されましたけれども、合併の必要性の中に少子・高齢化という部分がございますということで、この少子・高齢化ということは非常に大きな問題になっているところです。白石、福富、有明の3町はどうかということでありますけれども、グラフにありますように、平成12年の人口が2万8,391人です。15年後の平成27年が2万3,956人といった推計をしております。その中で少子化の部分ということで、年少人口が減って高齢化ということで高齢者の占める割合が大分ふえてきます。それと、生産年齢人口が減っていくということで、この部分が地方税にも大きな影響を及ぼすというようなことを書いておるところでございます。

総人口につきましては、平成12年国調では2万8,391人ということで、3万人を超えないということで市にはならないわけでございますが、一番上のところにありますように、合併となりますと、多久市を抜きまして県内で7番目の人口規模になりますということでありまして、

これくらいの規模になるんだということをお考えいただければというふうに思います。

参考資料の次のページになりますが、次のページから4ページまでは前回ご報告をいたしましたので、今回は説明を割愛させていただきたいと思っております。

この中で3ページですが、前回説明をしました折に、の「人ともとのにぎわいゾーン」について、福富町の住ノ江橋付近まではにぎわいゾーンになるんだというようなことで委員さんからご指摘がございまして、この分につきまして検討をさせていただきまして、今回、この部分まで含めた形で人ともとのにぎわいゾーンという部分をつくっておりますので、その点が前回説明をいたしました部分とは違っております。

それと、資料の5ページから10ページまで、ここには将来像を実現していくために基本となります施策について、どのような主要事業があるのかということをお挙げております。この中で主要事業の中の具体的な内容ということで、こういうものが考えられますよということで具体例ということで事業の内容として掲げているところでございます。将来像を実現していくために、こういった事業が考えられるわけでございますが、この中でこういった事業に取り組んでいかれるかということは、また新しい首長さん、新しい議会の方が検討されて事業に取り組まれていくということでございますので、ここではこういった事業が想定されているんだというようなことで資料の5ページから10ページまではご理解をいただきたいと思いますと思っております。

それと、参考資料の11ページになりますが、「新町における佐賀県事業の推進」ということを掲げております。お断りしておきたいことがあるわけですが、ここに掲げております佐賀県の推進する事業につきましては、昨年早い段階でこの計画を県が私どもの方にお示しをいただいております。今後、県と協議をしていく中で主要事業につきましては若干の修正があるかもわかりませんが、現在、県はこういった推進案を考えていらっしゃるということでご理解をいただければというふうに思います。県の方から何らかの修正がございまして、皆様方の方にはご報告をしていきたいと思っております。

最後のページ、12ページになりますが、ここに「財政計画」を掲げております。財政計画というのは、この計画の中に掲げているいろんな事業が、財政的にこういった形で裏づけられますよということを示しております。

基本的な方針ですが、ここにありますように、4点ございます。

まず、第1点目が、まちづくり計画、財政計画が、水道企業会計といった公営企業会計を除いた普通会計の需要額になっているという部分です。

2点目が、計画自体のこともご説明いたしましたけれども、計画期間は平成17年度から平成26年度までの13年間ということになります。

基礎数値につきましては、平成14年度の決算額を基礎数値として用いております。また、それに一定の条件を加えながら過大な見積もりとならないように配慮しているところでございます。

4点目は、合併後の類似団体ということですが、合併すれば行財政改革が図られることとなりますが、それがどの程度になるのかということは、まだ合併しているわけではありませんのでなかなかわからない部分がございます。それで3町が合併した場合の適正規模ということにつきましては、類似団体を参考としております。類似団体といえますのは、簡単に言いますと、同規模の人口、または産業構造を持つ町村ということでありまして、3町の場合につきましては、町村 - 2という団体を類似団体と考えております。人口規模、あるいは産業構造の割合につきましては、ここに掲げているような団体ということになります。全国で町村 - 2というのは11カ所でありまして、九州では福岡県の瀬高町が類似団体に当たる形になります。

それと、「歳入・歳出の考え方」でありますけれども、詳細は本編の41ページからになりますのでそれを見ていただきたいと思っております。

まず、歳入につきましてですけれども、地方交付税につきましては、交付税制度が三位一体の改革、あるいは段階補正の適正化というのが行われておりまして、自治体収入に非常に大きな影響を及ぼしております。第2回の協議会で3町の財政状況についてご説明いたしましたけれども、交付税が3町においてもかなりのウエートを占めているということでございます。

来年度につきましては、国の財政計画におきまして、これも会長の方から前回、冒頭にご説明されましたけれども、マイナス6.5%ということになっております。来年度につきましては今年度の決算見込み額からマイナス6.5%といたしまして、その後につきましても交付税の減少は避けられないというようなことから、対前年度比マイナス2.5%ずつ減少しております。

2点目、合併特例債についてですけれども、これは次の3番目とあわ

<p>議 長</p>	<p>せたような形でご説明したいと思っておりますけれども、まず、合併特例債につきましては、まちづくり建設計画、これが大体、公共施設の整備等に利用するものでございますが、限度額が125.1億円に對しまして70億円、それと基金造成が旧町単位の地域振興等に利用する分でございますが、この限度額は17億9,000万円ですが、10億円ということで見込んでおります。</p> <p>3番の国県の財政支援といたしまして、合併直後の臨時的経費に対する財政支援ということで普通交付税が3億円まいりますので、その額を全額見込んでおります。</p> <p>それと、各町の公債費といった格差を是正する措置ということで特別交付税について6億8,000万円まいりますので、これについても全額見込んでおります。</p> <p>それと、合併関係の国からの補助金ということで3億3,000万円、これも全額、県からの交付金も6億円、これもすべて見込んでおります。</p> <p>それと、地方債については11億円、これは最終的には借金になりますので、11億円を限度としましょうということで計画をしております。</p> <p>それと、歳出についてですけれども、これについては義務的経費、その他の経費というのがございます。これは合併の背景にあります行財政の効率化という視点に立ちまして、合併による歳出の削減効果、あるいは住民負担、サービスの適正化などを見込んでおりまして、先ほど申しました合併の類似団体の値も参考としながら歳出の計画をしておるところでございます。</p> <p>最後に、投資的経費ですけれども、これはすべての歳入から義務的経費、それとその他の経費を差し引いたものですよということ。この残った額が公共施設整備や基本サービスの充実に充てる経費になるというような考え方に立って財政計画をつくっております。</p> <p>簡単でございますけれども、以上がまちづくり計画の概要ということでありますので、次回、ご協議をよろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p> <p>今、説明をいただきましたけれども、これにつきましては協議そのものは次回の協議になりますけれども、皆さん方がこれまで気づかれた点、例えば前回も話をしておりましたように、合併をするというのは、ただ単に町が3つ寄ったということではなくて、新しい町、あるいは再生、こういうことを含めて出発をするという意味では、やはり少し強調</p>
------------	--

<p>久原委員</p>	<p>する点、こういうこともございましたらぜひそういう意見も出していただきたいという話を前回もしたわけでございますけれども、そういうことを含めて皆さん方が、今日言わないとその次は言えないということではなくて、今日の段階で気づかれた点、あるいは意見としてもしあられましたら今日出していただきたいと思います。</p> <p>福富の久原でございます。今回の合併ということについては、ここにも必要性ということで5項目挙がっているわけですが、いずれにしても、立派な理由づけであるわけですが、この中で最も重要な部分としては、やはり厳しい財政状況を将来いかに切り抜けていくか、ここが一番、今回の合併の必要性の中では最重要課題じゃなかろうかなと。これは前回もちょっと申し上げたわけですが、そういった中で財政の考え方というのがここにも出ているわけですが、やはり今後については、合併によって義務的な経費、特に人件費の削減、ここら辺が、恐らく今後、各町で住民の皆さんに対して説明会あたりが計画されていると思うわけですが、私も個人的に巷でいろんな話をするわけですが、議会議員初め、常勤の特別職の方、また、いろんな特別職の方は、これは削減は目に見えたことでございますけれども、しかしながら、職員さんの削減というものはどういうふうになっとうかんとというような問いかけをよく聞くわけです。これは今の世の中、どこを見ても一緒ですけれども、いろんな企業であるとか銀行であるとか、いろんなところが合併によって、悪く言ってはなんですが、いわゆる人員を削減しながら危機的な状況を打開していこうというような取り組みがいろんな形であっております。住民の皆さんから職員さんの削減の目標数値というのはどういうふうに考えておりますかということを問われたときに、どういうふうに説明をしていくか。ここら辺が一番説得力として、その数値がないというと非常に説得力を欠くというように思っております。</p> <p>県内の合併協議会の中でも、10年後の目標数値を出された協議会もございまして、出されていない協議会ももちろんございますけれども、住民説明会の前には、そこら辺の目標数値というのをきちんと示しながら合併の最終的な地区別の説明会になっていかないという、果たして住民の皆さんが、その数値目標が全くないままに説明会をやっていくということになれば、合併に対しての疑問がそこに出てくるんじゃないかなということを私なりに感じを持っております。</p> <p>そういうことで、いずれ3町の町長さん、あるいは議長さん、いろん</p>
-------------	--

	<p>な中で協議がなされると思いますけれども、ぜひ町長、議長会あたりで10年後ぐらいの職員の定数管理、ここら辺について十分協議をいただいて目標数値をぜひ示していただきたいというふうに思っております。そこら辺が住民の皆さんが一番関心がある部分ではないかというふうにも思っておりますので、町長、議長会あたりでも協議をしていただいて、できればその目標数値を示していただく中で将来のまちづくりというものの説明をしていくということにぜひしていただきたいというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。今の問題についても、事務局の方でも検討してみたいし、また、町長会、議長会の中でもお話をしてみたいと思います。</p> <p>冒頭に言われました財政が厳しい話で、財政への対応のための合併の必要性、これは6町合併のときも一番頭のところで、これは最重要課題であろうと、いうならば、先ほど私は挨拶でも申しましたように、合併はそういうことが1つの重要課題でもございますけれども、もともと合併というのは地方分権への対応とか、あるいは少子・高齢化の問題、生活圏の問題、こういうことから合併の必要性があるわけですが、今回の場合、特にそういうことがあるということで、6町の場合も前に出しておったのをいろんな話の中で後ろの方、ここでいいますと厳しい財政状況への対応という形で5番目の方につけておりますけれども、この面についてはこういうことで前回の引き続きのことでもございますので、ご理解をいただきたいと思います。このこともあわせて検討はしますけれども、そういう対応で、あとの部分についてもまた検討させていただきます。</p> <p>ほかにございませんか。</p>
<p>樋 口 委 員</p>	<p>有明町の樋口でございます。基本計画の中に将来像が入っております。これをもしよろしければもう少し、「活気と魅力のある豊かなまち」ということで掲げてございますが、余りにも、2、3行ずつしか載っていないようなことで、もう少し具体的に挙げていただければなと思っております。観光事業なんて2、3行しか載っていないわけです。だから、もう少し具体的に次回ないしその後ぐらいまでをお願いしたいと思いません。</p>

<p>議 長</p>	<p>考え方として、どこまで挙げるかということはまた議論が出てくると 思います。というのは、これは皆さんにも考えていただきたいんですけ れども、その後に建設計画、長期計画、いうならば総合開発計画をつ くるということ、具体的なものはそっちの方で出てくるという話になるわ けですけれども、それは新町になってからという話で、1つの方向性の 問題でありますから、これは事務局の方なり幹事会等でも、場合によっ ては、今の意見も含めて検討いただきたいと思います。</p> <p>ほかにございませんか。</p>
<p>片 瀨 (一) 委 員</p>	<p>福富の片瀨です。満遍なく、産業にしても総花的で、非常によくでき ていると言えはよくできているんですけども、この地域が基幹産業と して農業を挙げておられるのは皆さん周知のところだとは思いますが、 農業の面で事業の内容がある程度書いてありますけれども、やはり 3町が一緒になって、この先、何十年か後にはまた合併というようなこ とも多分あるんじゃないかというふうに、そのときは関係ない話かもし れませんが、この3町が基幹としていく産業が農業ならば、やはり農業 の部分というのをもう少し具体的に、この地域はよそから見ても農業は かなり強いと。やはり人が農業の目的で寄ってくるとか、そういうふう な形のものを何か入れてもらいたいというような要望があるんですけれ ども、余りにも総花的で。</p>
<p>議 長</p>	<p>わかりました。多少、強弱というか、そういうことをつけてという話、 わかりました。</p> <p>ほかにございませんか。</p>
<p>北 村 委 員</p>	<p>白石の北村です。今の片瀨さんの意見に似ているんですけども、や はり財政が困難であるがための合併ではなくて、将来明るいまちづく り、住みやすい、魅力あるまちづくりということが一番大事なことだ と思うんですね。あそこに行って住みたいという町にしていきたいとい うこと。</p> <p>それで、今、すごくあちこちで経営が苦しくて職を失った人たちが戻 ってこれるふるさとであってほしい。ということであるならば、どこか に魅力のあるものをつくっていかなければならないのではないかと。将 来像の中にすべて網羅されていますけれども、これが薄く、満遍なくで はなくて、戻ってきて何かができる、やれる、暮らせる、そういったま ちづくり。それから、先ほど財政のことで職員数も減るといふこともあ</p>

<p>議 長</p>	<p>りましたけれども、町内に就職したくても職がない。そういった現状がある中で、そこらあたりを何か打破するようなものが検討されていくべきではないかなというふうに、それが魅力あるまちづくりということにつながっていくのではないかなと、そういう気がします。</p> <p>ハード面、ソフト面の両面で基本施策がされていますけれども、やはりどこかにポイントがあるということが大事なことではないかなと、漠然とですが、そういうふうに思います。私の立場から言いますと、やはり子供をここで産みたい、ここで育てていきたいというようなところがあつたらなと、そういった部分があります。</p> <p>わかりました。ぜひそういう意見を出していただきたいと思っております。あるいはその考えというのがこういうことだったらということがあつたら出していただきたいと思えます。</p> <p>ほかに、質問というより意見でもようございますので、ほかにございませんか。</p>
<p>古 賀 委 員</p>	<p>有明の古賀でございます。私も、まちづくり計画を読ませてもらって、具体的なものが出てきていないので、何かきれいで、だれでもがぴんとくるのかなと思いました。例えば、子供支援をちゃんとしていくということでも、どういうふうな子供支援をするのかということ、例えば、早朝保育は7時からしますよとか、延長保育は19時までですよとか、余りにも唐突かもわかりませんが、それと児童保育の問題とか、やっぱりもう少し具体的に、いわゆる力を入れるところですね、そういうふうに感じております。</p>
<p>議 長</p>	<p>わかりました。ただ、先ほども申し上げましたように、建設計画の場合には、どこまで書けるかということがありますので、そこら辺もあわせて検討してもらいますけれども、いずれにしても、強弱というか、言葉でどういう表現をするのかもありますけれども、そのことを含めて検討させていただきたいと思えます。</p> <p>ほかにございませんか。</p>
<p>次 長</p>	<p>今、皆様方から貴重なご意見をもらいまして、検討できる部分については検討していきたいと思えますが、このまちづくり計画というのは、先ほどから合併特例債という話がありまして、この計画の中に入っていないと合併特例債が使えない、70億円という金額、あるいは基金造成</p>

	<p>10億円という話がありますけれども、そういうことがございまして、ある程度、総花的にならざるを得ないということがまず1点あります。</p> <p>それと、説明でも申しましたけれども、この計画をもとに、新しい町で新しい首長さん、議会の中で総合計画をつくっていただきます。これをつくるための第1弾でありますので、ある程度、そういう形にならざるを得ないということがございます。</p> <p>もう1点が、私が説明しなかったので非常に申しわけなかったんですけども、第4章に基本方針というのがあって、こういう形にしますよというのがあって、第5章で新町の基本施策ということで、大体こういったことでやりますよということがあって、そして、章をつけて新しい町の主要事業というような章立てになっております。第4章、第5章を含めたところでお話をさせていただければと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>今、事務局の方からは、これは今話をしたから、それがすべてという意味ではなくて、次回、反論じゃないけれども、それに対する意見がございましたら言ってもらってもいいし、私も前回も、あるいは先ほども申し上げましたように、総花というのと、具体的にどこまで出せるかは別にしても、やはり特色をある程度何かの形で出せないのかなと皆さんの意見を伺いながら出せないのかなということは考えております。私自身も事務局と少し勉強をこの次の間までにしてみたいと、これまでもいろいろ考えてはおりますけれども、できるだけ皆さんにお伺いをしながらもっていきたいというふうに思っております。</p> <p>この際、ほかに何かございましたら。</p> <p>〔「ありません」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>今日、とりあえずということでは特にないようでございますので、次回、このことについては協議をさせていただくわけでございますけれども、ぜひまた次回も提言なり意見をぜひお伺いしたいというふうに思います。</p> <p>このことについては、今回、提案をさせていただいております分についての報告はこれで終わらせていただきます。</p> <p>そのほかの項目について、事務局の方から何かございましたら。</p>
次 長	<p>資料の29ページですが、次回の3町合併協議会の日程についてでございます。来月の5日、木曜日、午後1時半から有明町公民館の2階ホ</p>

<p>議 長</p>	<p>ールで開催したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、これをもちまして本日の協議会の議題はすべて終了いたしました。どうもありがとうございました。</p>
<p>副 会 長</p>	<p>長時間にわたりましてご協議いただき、本当にありがとうございました。</p> <p>次回は、今申し上げましたとおり、2月5日、有明町公民館2階ホールで開催となっております。委員の皆様方のご出席をよろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、これにて閉会いたします。</p> <p style="text-align: center;">(閉 会)</p>